

## 提案書

平成 19 年 9 月 7 日

総務省情報通信政策局地上放送課御中

〒107-8001

東京都港区赤坂 5-3-6

株式会社 TBSラジオ & コミュニケーションズ

代表取締役社長 余田 光隆

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

### 1 制度分野

(課題1) 35MHzを単一の制度とするか、サービスに応じた複数の制度とするか?

(意見) ラジオメディアは開局から80年以上を経て、老若男女あらゆる層の国民の生活に深く根付いている。一例を挙げると関東地方でのラジオの全局1週間リーチは72.7%(2007年6月ビデオリサーチ調べ)で、関東地方だけで1週間に2600万人以上の人々がラジオを通じて社会と繋がっている。

そのメディアとしての信頼性、地域性、簡便性を「デジタルラジオ放送に緩やかに移行」させて、今後とも長く維持していくことが、国の施策としても、我々事業者としても国民に対する責務だと考える。

加えてラジオがデジタル化されることによって、多チャンネル、データ放送などの新しいサービスが実現でき、従来のラジオよりも多彩な表現が可能となり、多様化するライフスタイルにもきめ細かく対応できるメディアとして大きく前進することが可能となる。

すべての地域、年齢、生活層、ライフスタイルに対応可能なデジタルラジオメディアは携帯電話、パソコンのヘビーユーザー向けだけではなく、スイッチを入れれば聞こえてくるという「ラジオの手軽さ」も重要な要素であり、あらゆる意味で「あまねく」メディアとして、情報インフラの一翼を担うことを目指すべきである。

また、基幹メディアの中でデジタルへの移行シナリオを持たないのはラジオだけである。上記の大きなメリットとともに、アナログ波の都市雑音などの受信環境悪化を回避する方策としてのデジタル化も視線に入れることにより、聴取者の一層の拡大と受信機の普及への期待も高い。

以上のことを踏まえると「デジタルラジオ」というメディアの制度整備はきちっと「音声を中心としたメディア」として成立させるべきと考える。

(課題2) 地域免許か全国免許か?

(意見) ラジオメディアは地域性が極めて重要であるので、全国免許はなじまないと考える。また多くの参入希望者を受け入れられやすい地域免許とすべきである。

(課題3) ハード・ソフト一致か受委託制度などを導入した免許形態か?

(意見) 将来、基幹放送を目指すデジタルラジオには、報道の信頼性維持などが必要で、ハード・ソフト一致の免許形態が望まれる。

## 2 技術分野

(課題1) 単一方式とするか?

(意見) 現在のワンセグとの共用、標準化方式であるためどの受信機メーカーも参入可能、多数の放送事業者の参入を受け入れることが出来る1セグ単位の免許が可能であることなどを考えるとISDB-T方式を採用すべきである。

(課題2) VLとVHをどうすみ分けるか?

(意見) VHは他の提案システム、自営通信との調整などを考えると十分な帯域確保が出来るかどうか難しい局面が予想される。そこで、現在のFMラジオの帯域を将来的にデジタルラジオ用に転用できる可能性にも注目し、FM波と地続きのVLを、Eスポやアンテナなどの諸課題を創意工夫、努力によりクリアーすることでデジタルラジオの帯域として考えたい。

## 3 ビジネスモデル分野

(課題1) 有料放送か無料放送か?

(意見) 将来基幹放送を目指すデジタルラジオにおいては、すべての人にサービスを提供する無料広告放送を基本とするが、デジタル放送と通信を利用した双方向機能などを活用し、新しい広告効果測定などを行い、スポンサーに対しより説得力のある営業活動を行い健全な事業性を確保する(デジタルラジオ実用化試験放送「OTTAVA」で実証実験中)。また、デジタルならではの有料モデルを付加する。有料モデルは、2006年のモバイルコンテンツの市場規模(総務省「モバイルコンテンツの産業構造実態に関する調査結果」より)から音声を主体としたコンテンツと付随するコンテンツの全体規模5千億円以上あり、大きな市場形成が期待できる。またデジタルラジオは多チャンネルの特徴を生かすと、20から30のサービスが想定されるが、各々のサービスの年間制作費を10億円としても(現在のAM放送の制作費は年間約40億円)、200から300億円のコンテンツ市場が生成される。加えて現在2億台以上(カーラジオを含む)といわれているラジオ受信機の半数が将来的にデジタル化されるとすると、1台1万円として1兆円以上の受信機需要も期待できる。

## 4 その他

デジタルラジオは多くの国で制度化され、かつ成功事例も増加してきている。この潮流をわが国においても積極的に制度化し実現することが重要と考える。また、ラジオのデジタル化が制度化されれば、全国ラジオ局101社を中心として多くの企業が参加できることとなり、地域経済の発展にも大きく寄与することになる。

本件に関する連絡先

TBSラジオ&コミュニケーションズ

TEL

Email

提案要旨

平成 19 年 9 月 7 日

総務省情報通信政策局地上放送課御中

〒107-8001

東京都港区赤坂 5-3-6

株式会社 TBSラジオ & コミュニケーションズ

代表取締役社長 余田 光隆

1 制度分野

(課題1) 35MHzを単一の制度とするか、サービスに応じた複数の制度とするか?

(意見) 「デジタルラジオ」というメディアの制度整備はきちっと「音声を中心としたメディア」として成立させるべきと考える。

(課題2) 地域免許か全国免許か?

(意見) 地域免許とすべきである。

(課題3) ハード・ソフト一致か受委託制度などを導入した免許形態か?

(意見) 将来、基幹放送を目指すデジタルラジオには、ハード・ソフト一致の免許形態が望まれる。

2 技術分野

(課題1) 単一方式とするか?

(意見) ISDB-T方式を採用すべきである。

(課題2) VLとVHをどうすみ分けるか?

(意見) VLをデジタルラジオの帯域として考えたい。

3 ビジネスモデル分野

(課題1) 有料放送か無料放送か?

(意見) 将来基幹放送を目指すデジタルラジオにおいては、すべての人にサービスを提供する無料広告放送を基本とするが、デジタルならではの有料モデルを付加する。また大きなコンテンツ市場と受信機市場が期待できる。

4 その他

ラジオのデジタル化が制度化されれば、全国ラジオ局101社を中心として多くの企業が参加できることとなり、地域経済の発展にも大きく寄与することになる。

本件に関する連絡先

TBSラジオ&コミュニケーションズ

TEL

Email